

空挺降下搭乗記録取扱規則を次のように定める。

昭和31年10月20日

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

空挺降下搭乗記録取扱規則

改正	昭和34年2月3日達第30-7-1号	昭和35年6月6日達第30-7-2号
	昭和38年3月5日達第32-10号	平成7年3月23日達第111-2-1号
	平成10年3月20日達第122-136号	平成16年3月29日達第122-192号
	平成20年7月23日達第122-228号	平成23年4月1日達第32-19号
	令和元年6月27日達第122-303号	令和3年3月12日達第122-314号

(趣旨)

第1条 この規則は、空挺降下搭乗に関する諸記録（以下「空挺降下搭乗記録」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「降下長」とは、空挺従事者が搭乗した各航空機の空挺降下搭乗に関する指揮官をいう。
- (2) 「降下指揮官」とは、空挺降下搭乗を実施する場合における降下搭乗部隊の全部を統一指揮する者をいう。
- (3) 「空挺団長等」とは、空挺団長、特殊作戦群長、補給統制本部長、関東補給処松戸支処長及び需品学校長をいう。

(空挺降下搭乗記録の種類)

第3条 空挺降下搭乗記録の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空挺降下搭乗報告
- (2) 部隊降下搭乗記録
- (3) 個人降下搭乗記録

(空挺降下搭乗報告)

第4条 空挺降下搭乗報告は、他の空挺降下搭乗記録を作成整備するための基礎資料として空挺降下搭乗の都度各機に正本1部写若干部（第3項に規定する写送付のため必要な部数とする。）を降下長が作成するものとし、その様式及び記載要領は別紙第1-1及び別紙第1-2のとおりとする。

2 降下長は、前項の空挺降下搭乗報告を作成した場合には、降下指揮官の認証を受けて速やかに空挺団長等に送付するものとする。

- 3 空挺団長等は、前項の空挺降下搭乗報告のうち写各1部を当該空挺従事者（空挺訓練生を除く。）の人事記録を保管する部隊等の長（以下「人事記録保管部隊長」という。）に送付するものとする。

（部隊降下搭乗記録）

第5条 部隊降下搭乗記録は、空挺降下搭乗を実施した部隊の降下状況を一括記録し保管するため空挺団長等が前条の空挺降下搭乗報告に基づき空挺降下搭乗の都度1部を作成保管するものとし、その様式及び記載要領は、別紙第2のとおりとする。

（個人降下搭乗記録）

第6条 個人降下搭乗記録は、空挺従事者各個人の空挺降下搭乗に関する履歴を明かにするため別紙第3に示す様式及び記載要領に基づき記載するものとし、空挺従事者1人につき正副各一葉を作成する。

- 2 個人降下搭乗記録の正本は、人事記録保管部隊長（空挺訓練生については、空挺団長とする。以下本条中同じ。）が、また副本は、空挺団長等が第4条に規定する空挺降下搭乗報告に基づき整備保管するものとする。
- 3 隊員が空挺従事者となった場合には、人事記録保管部隊長は、直ちに個人降下搭乗記録を作成し、空挺団長等に副本を送付しなければならない。
- 4 空挺団長等は、個人降下搭乗記録正本の記載事項の誤記又は記入漏れを防止するため随時人事記録保管部隊長に提出を求めて点検及び所要の修正を実施することができる。

（保存期間等）

第7条 空挺降下搭乗報告の保存期間は、1年とし、その他の空挺降下搭乗記録は、30年保存とする。

附 則

この規則は、昭和31年12月1日から施行する。

附 則（昭和34年2月3日陸上自衛隊達第30-7-1号）

この達は、昭和34年2月3日から施行する。

附 則（昭和35年6月6日陸上自衛隊達第30-7-2号）

この達は、昭和35年6月6日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年3月5日陸上自衛隊達第32-10号抄）

- 1 この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月23日陸上自衛隊達第111-2-1号）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-136号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第122-192号抄）

- 1 この達は、平成16年3月29日から施行する。ただし、第1条及び第3条から第7条までの規定は、同年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月12日陸上自衛隊達第122-314号）

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、第2条から第3条までの規定による改正の前の現に存する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別紙第1-1 (第4条関係)

降下記録番号											
(その1)											
空 挺 降 下 搭 乗 報 告											
年 月 日 (番 機)											
航 空 機			所 属		階 級		氏 名				
所 部	属 隊	型 式	固 番	有 号	降 下 指 揮 官						
					降 下 長						
				副 降 下 長							
				機 長							
飛行種類		離 陸 (着陸) 時 刻	出 発 (着陸) 飛行場	任 務	降 下						記 録 氏 名 階 級
普通	夜間				野外	夜間明 暗の度	気 象		降 下 場		
					晴雨 雲量	風向 風速	場 所	状 況	m	km/h	単 連 集
		()	()		8	m/s					
搭 乗 降 下 者 名 簿											
番号	所 属	階 級	氏 名	方 側 順 位	落 下 傘 の 種 類	服 装	降 下 時 刻	飛 行 時 間	備 考		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
枚中の1枚目											

寸法：日本産業規格A4

空挺降下搭乗報告記載要領

- 1 降下記録番号
曆年ごと、部隊降下搭乗の記録番号を記入する。
- 2 離陸（着陸）時刻
離陸時刻を記入し、搭乗のみのときは括弧内に着陸時刻を記入する。
- 3 出発（着陸）飛行場
出発飛行場名を記入し、搭乗のみのときは括弧内に着陸飛行場名を記入する。
- 4 任 務
空挺基本訓練課程「基本降下」における降下……………基
空挺基本訓練課程「降下長」における降下……………降
空挺基本訓練課程「自由降下」における降下……………自
試験降下……………試
演習降下……………演
災害派遣における降下……………災
治安出動における降下……………治
防衛出動における降下……………防
- 5 夜間明暗の度
夜間降下の場合のみ記入し、薄明、暗黒、明に区分して記入する。
- 6 晴雨雲量
晴、雲、小雨、雨に区分を上段に記入し、雲量を八分量で下段に記入する。
- 7 風向風速
風向はE・W・S・Nの記号で、風速は時速をメートル単位により記入する。
- 8 降下場、場所・状況
場所名及びその地表面の傾斜凹凸樹木等の状況について特異事項を記入する。
- 9 高 度
地上からの比高をメートル単位により記入する。
- 10 機 速
時速をキロメートル単位で記入する。
- 11 降下種類
単独降下・連続降下・集団降下に区分し単、連、又は集を○で囲む。
- 12 服 装
武器を携行したときは武装、吊下（つりさげ）のうを携行したときは吊と記入する。
また、物料の扉口投下を行った場合は扉と記入する。

13 降下時刻

降下区分ごとにおおむね5分単位で記入する。

14 飛行時間

離陸時間から降下時刻（又は着離時刻）までの時間とし、降下区分ごとに時間をおおむね5分単位で記入する。

15 備考

事故その他個人につき特異事項があれば記入する。事故は、骨折、捻挫、脳震とう等の状況を記入する。空挺予備員として降下した場合は予の記号を記入する。

部 隊 降 下 搭 乗 記 録

降下記録番号	年月日	降下長 (所属部隊)	搭 乗							任 務	降 下										備 考				
			航 空 機			飛行種類			離陸 (着陸) 時刻		出(着) 陸)飛行 場	夜間 明暗の 度	気 象		降 下 場		高 度	機 速	種 類	人 員		落 下 傘 の 種 類	時 刻	飛行時間	
			所属 部隊	型 式	固有 番号	普通	夜間	野外					晴雨 雲量	風向 風速	場 所	状 況				所属 及び 人員 数					人員 合計

寸法：日本産業規格A 4

- 注：1 記載要領は、第2項によるほか空挺降下搭乗報告の記載要領による。
 2 所属及び人員数
 所属（中隊又はこれに準ずる部隊等を単位とする。）ごとに人員数を記入する。

